

令和2年定例会
予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会
説明資料

(議案補充説明)

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 議案第121号「令和2年度三重県一般会計補正予算(第5号)」(関係分) | 1 |
| 2 | 議案第106号「三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案」 | 4 |

(所管事項説明)

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告
について | 別添 |
|---|--|----|

令和2年6月
農林水産部

【議案補充説明】

1 議案第121号「令和2年度三重県一般会計補正予算(第5号)」(関係分)

令和2年度三重県一般会計補正予算(第5号) 総括表【農林水産部】

○ 款別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補正額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(40,916,711)		(41,020,286)	(100.3%)
	36,811,567	103,575	36,915,142	100.3%
農林水産業費	(38,555,695)		(38,659,270)	(100.3%)
	34,450,551	103,575	34,554,126	100.3%
農業費	(11,152,960)		(11,175,528)	(100.2%)
	11,152,960	22,568	11,175,528	100.2%
畜産業費	(1,182,560)		(1,182,560)	(100.0%)
	1,182,560	0	1,182,560	100.0%
農地費	(13,581,740)		(13,624,247)	(100.3%)
	9,827,885	42,507	9,870,392	100.4%
林業費	(8,383,086)		(8,383,086)	(100.0%)
	8,118,297	0	8,118,297	100.0%
水産業費	(4,255,349)		(4,293,849)	(100.9%)
	4,168,849	38,500	4,207,349	100.9%
災害復旧費				
農林水産施設災害復旧費	2,361,016	0	2,361,016	100.0%
特別会計	1,284,942	0	1,284,942	100.0%
就農施設等資金貸付事業等	98,684	0	98,684	100.0%
地方卸売市場事業	252,869	0	252,869	100.0%
林業改善資金貸付事業	605,376	0	605,376	100.0%
沿岸漁業改善資金貸付事業	328,013	0	328,013	100.0%
合 計	(42,201,653)		(42,305,228)	(100.2%)
	38,096,509	103,575	38,200,084	100.3%

※ 上段()は令和元年度2月補正予算含みベース

○ 事業別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補正額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(40,916,711)		(41,020,286)	(100.3%)
	36,811,567	103,575	36,915,142	100.3%
公共事業	(22,783,763)		(22,783,763)	(100.0%)
	18,728,908	0	18,728,908	100.0%
国補公共事業	(16,851,046)		(16,851,046)	(100.0%)
	12,796,191	0	12,796,191	100.0%
直轄事業	(812,008)		(812,008)	(100.0%)
	812,008	0	812,008	100.0%
県単公共事業	(2,239,043)		(2,239,043)	(100.0%)
	2,239,043	0	2,239,043	100.0%
受託公共事業	(520,650)		(520,650)	(100.0%)
	520,650	0	520,650	100.0%
災害復旧事業	(2,361,016)		(2,361,016)	(100.0%)
	2,361,016	0	2,361,016	100.0%
非公共事業	(18,132,948)		(18,236,523)	(100.6%)
	18,082,659	103,575	18,186,234	100.6%

※ 上段()は令和元年度2月補正予算含みベース

令和2年度 三重県一般会計補正予算（第5号）項目一覧表

一般会計

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
非公共事業						
農業費	農林水産振興費	データサイエンスを活用した直売所ネットワーク構築事業費	—	10,000	10,000	地産地消を推進するため、直売所における消費者ニーズの分析や直売所間のネットワーク構築に取り組む。
	農業振興費	みえ食のイノベーション創出プラットフォーム構築事業費	—	9,472	9,472	県産農林水産物の効率的な販路拡大を図るため、デジタルカタログを作成するとともに、事業者間の交流やWEB商談を開催できるプラットフォームを構築する。
	農作物対策費	卸売市場流通対策事業費	129,019	3,096	132,115	地方卸売市場における、感染症拡大防止機能の充実を図るため、無線ネットワークの整備による遠隔取引の促進を図るとともに、衛生資材の確保等を行う。
農地費	中山間振興費	自然体験事業者受入体制強化事業費	—	22,507	22,507	自然体験事業者における衛生資材確保の取組等を支援するとともに、講習会等を通じた感染拡大防止対策を担う人材の育成や、三重の自然体験の安全性を情報発信する。
		子どもの自然体験機会創出事業費	—	20,000	20,000	自然体験事業者による子ども向け教育・体験プログラムの造成やワーケーションを推進するための受入施設の環境整備等の取組を支援する。

令和2年度 三重県一般会計補正予算（第5号）項目一覧表

一般会計

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
非公共事業						
水産業費	水産業振興費	新型コロナウイルスの影響に伴う水産業人材確保緊急対策事業費	—	4,500	4,500	県内水産業における人材を確保するため、水産業者が実施する未経験者等を対象とした作業体験活動の実施や職場環境の整備を支援する。
		みえの水産物積極的活用促進支援事業費	—	3,000	3,000	県産水産物の消費拡大を図るため、国や市町が実施する消費喚起キャンペーンの登録飲食店等における県産水産物の販売促進活動を支援する。
		水産産地市場衛生管理向上対策事業費	—	31,000	31,000	水産産地市場における衛生管理水準を向上するため、漁業者や水産加工業者等が行う感染拡大防止対策等の研修会開催や、産地市場における軽微な改修に要する費用の支援を行う。

【議案補充説明】

2 議案第 106 号「三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「家畜伝染病予防法」の一部改正に伴い、「三重県家畜保健衛生所手数料条例」の規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

「家畜伝染病予防法」の一部改正により、同法で定める「結核病」の名称が「結核」に、「ブルセラ病」の名称が「ブルセラ症」に改められたことから、条例中の当該名称を変更します。

また、同法第 31 条第 2 項が第 3 項に改められたことから、条例中の当該箇所を変更します。

3 施行期日

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行の日及び令和 3 年 4 月 1 日から施行

議案第百六号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年六月三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例(昭和五十三年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査(法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	一頭につき 二五	一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査(法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	一頭につき 二五
イ 牛の結核検査	○円	イ 牛の結核病検査	○円
ロ 牛のブルセラ症検査	一頭につき 二五	ロ 牛のブルセラ病検査	一頭につき 二五
ハクリ (略)	(略)	ハクリ (略)	(略)
ニ (略)	(略)	ニ (略)	(略)
三 法第八条(法第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(法第四条の二第三項の規定による検査及び法第五条第一項の規定に		三 法第八条(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(法第四条の二第三項の規定による検査及び法第五条第一項の規定に	

よる監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 家畜検査証明一件につき 〇円 家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書	二五
よる監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 家畜検査証明一件につき 〇円 家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書	二五

附則

この条例中別表第一の一の項の改正規定は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日から、同表の三の項の改正規定は令和三年四月一日から施行する。

提案理由

家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。